

【資料3】

「島田市こども計画」策定方針（案）

令和6年5月

1 策定の趣旨

島田市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「島田市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期島田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関するさまざまな事業の推進に努めてきました。

「島田市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条の2に定める市町村こども計画として位置付けます。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画としても位置付けます。

■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のような子ども・若者等からの意見聴取機会を設けることとします。

また、計画の内容については庁内の作業部会・検討部会において協議するとともに、「島田市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定します。

区分	内容
①二一ズ調査 【実施済】	対象 : 島田市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者 配布数 : 2,600 件 (就学前児童保護者 1,600 件、小学生児童保護者 1,000 件) 回収数 : 回収数 1,435 件、回収率 55.2% 期間 : 令和6年2月19日～3月3日 実施方法 : 郵送配布、郵送回収
②子どもの生活 実態調査 【実施済】	対象 : 島田市内の小学5年生、中学2年生の子ども及び保護者 配布数 : 3,360 件 (子ども 1,680 件、保護者 1,680 件) 回収数 : 回収数 2,984 件、回収率 88.8% 期間 : 令和6年2月29日～3月13日 実施方法 : 学校を通じた配布・回収
③子ども・若者 実態調査 【実施済】	対象 : 島田市内の15歳～39歳までの市民 配布数 : 1,000 件 回収数 : 回収数 281 件、回収率 28.1% 期間 : 令和6年1月31日～2月16日 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答※督促状1回
④子どもアンケート 【実施予定】	対象 : 島田市内の6歳～18歳の市民 配布数 : 一件 回収数 : 一件 期間 : 令和6年6月17日～28日(予定) 実施方法 : 市公式ホームページ、市公式LINE、各学校で案内し、インターネットを通じた回答
⑤パブリックコメント 【実施予定】	令和6年11月～12月実施(予定) 計画案を広く市民に公表し、意見を募る。子ども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討

【参考】 こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

【参考】 こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

（１）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

5 計画の方向性

(1)「島田市こども計画」の構成について

本市では、これまで「島田市子ども・子育て支援事業計画」「島田市子ども・若者育成支援計画」「島田市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、それぞれの施策を推進してきました。今回「島田市こども計画」を策定するにあたっては、各計画を章立てし、展開します。

■計画の構成（案）

第1章 計画の策定にあたって
1 計画策定の背景と趣旨
2 踏まえるべき国の政策動向
3 計画の期間
4 計画の対象
5 計画の法的根拠と位置づけ
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状
1 統計による島田市の状況
2 アンケート調査の結果概要
3 現状から考えられる課題
第3章 計画の基本理念
1 計画の基本理念
第4章 少子化対策に関する取組み
1 施策体系
2 施策の展開
第5章 子ども・若者育成支援に関する取組み（子ども・若者育成支援計画）
1 施策体系
2 施策の展開
第6章 子どもの貧困対策に関する取組み（子どもの貧困対策推進計画）
1 施策体系
2 施策の展開
第7章 子ども・子育て支援事業計画
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
第8章 計画の推進にあたって
1 計画の推進体制
2 計画の進捗管理と評価
資料編

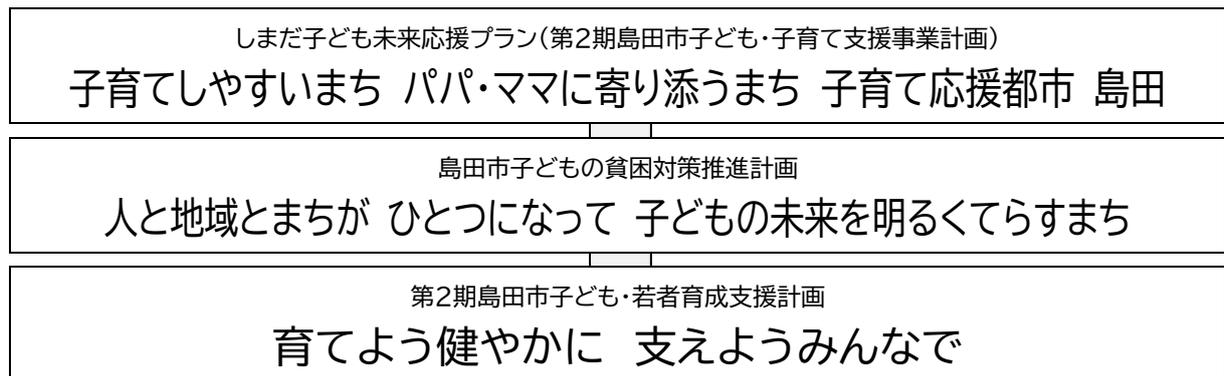
(2)計画の基本理念についての考え方

本市では、これまで「しまだ子ども未来応援プラン（第2期島田市子ども・子育て支援事業計画）」「島田市子どもの貧困対策推進計画」「第2期島田市子ども・若者育成支援計画」のそれぞれにおいて基本理念を掲げ、子ども・若者に関する施策を推進してきました。

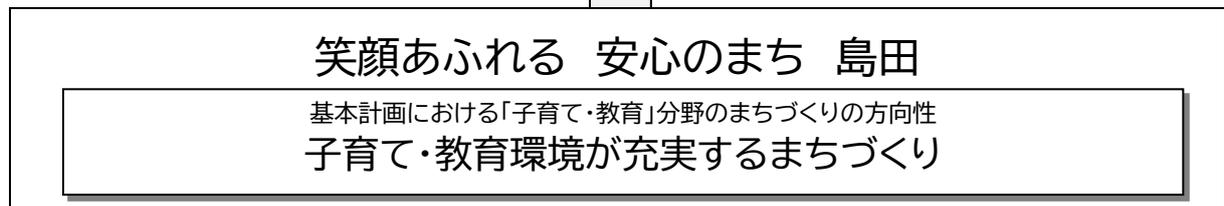
また、市の最上位計画である総合計画においては、将来像として「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

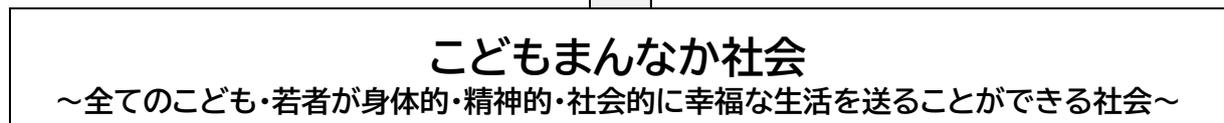
これまでの各計画における基本理念



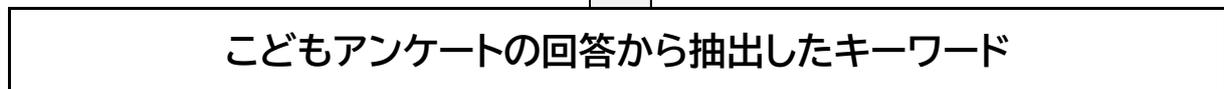
第2次島田市総合計画(2018年～2025年)における将来像



国のこども大綱における目指す社会の姿



島田市の子どもの意見



(3)指標の設定

こども大綱には、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として数値目標が設定されています。本計画においても、この目標を踏まえ、本市独自の数値目標を設定します。

6 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置付けており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、令和6年2月に公表されています。

■地域子ども子育て支援事業

- 1 利用者支援事業
- 2 延長保育事業
- 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 5 放課後児童健全育成事業
- 6 子育て短期支援事業
- 7 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 8-1 養育支援訪問事業
- 8-2 要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業
- 9 地域子育て支援拠点事業
- 10 一時預かり事業
- 11 病児保育事業
- 12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 13 妊婦健康診査
- 14 産後ケア事業
- 15 子育て世帯訪問支援事業
- 16 児童育成支援拠点事業
- 17 親子関係形成支援事業

7 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て応援課、社会教育課を中心として関係各課と連携しながら全庁的な取り組みを進めるとともに、「島田市子ども・子育て会議」において、各事業の進捗状況の報告・評価など進行管理を行います。